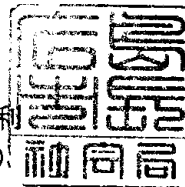


広 社 社 第 1 3 6 号
平成19年 5月24日

広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(社会局社会企画課)



平成16年度包括外部監査の結果報告に添えて提出された意見への対応結果について(通知)

このことについて、別紙のとおり対応しましたので、報告します。



平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
ア 補助金・負担金の見直しについて 各地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）が実施する研修の財源として、各地区民児協運営のための経費として交付している補助金を使用している地区民児協もあれば各地区民児協研修経費として交付している負担金を使用している地区民児協もあり、各地区民児協によって補助金と負担金の使い方が異なるケースもあることから、市の補助が必要となる事業を明確にし、その事業に対して必要な金額は補助金として支出し、市が本来的に負担しなければならない事業に対しては負担金として支出するという形で補助金、負担金の見直しをする必要があると考える。

対 応 結 果
本市の補助金見直しの一環として、当該補助については、平成 16 年度に、翌年度の事業について、団体から事業提案書を提出させる補助事業に該当し、団体が提案した事業内容を市が評価した結果、当該補助は、平成 19 年度までの 3 年間について、補助金として支出することとされました。 一方、民生委員法第 26 条では、民生委員協議会に関する費用は自治体が負担することが規定されており、当該補助事業は本来、負担金としての性格を有するものと考えられます。 したがって、今後とも、補助対象の内容の精査、他都市の状況等の調査、関係機関との調整などを行い、当該補助の見直しについて検討していきます。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
イ 地区民児協事業計画書の作成方法について 事業計画書に作成者の署名等がないため、作成責任及び執行責任が明確となっていないものがあった。 責任の所在を明らかにするため作成者は事業計画書に署名を行う必要がある。 また、事業内容を記載する欄に、単に「謝礼」とあるのみで何に対する謝礼であるのか不明確となっている事業計画書もあった。「謝礼」の内容を明らかにした上で算定根拠も明示する必要がある。

対 応 結 果
平成 17 年度から、地区民児協事業計画書に、当該計画の作成責任者である地区民児協会長の署名欄を設けるとともに、算定根拠を具体的に記載するよう記載例を示して指導しました。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
ウ 事業計画書とその実施状況の確認について 事業計画書に記載している事業が実際に行われたかどうか、又は事業計画書にない事業が行われたかどうかについて、計画と実際の活動の対比表が作成されていないためチェックが効率的に行い得ない状況となっている。支出に異常がないかどうかを概括的にとらえるためにも、計画と実際の活動の対比表を作成する必要がある。

対 応 結 果
平成 17 年度から地区民児協に対し活動実績報告書の作成・提出を義務付けており、決算時に事業計画書と活動実績報告書の対比を行うこととしました。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨

エ 飲食代の領収証の入手について

施設見学などに伴って、飲食店で食事を行った場合、これを補助金で充当するケースがあるが、この場合の領収証に人数が記入されていないものが見受けられた。実績報告書の記載内容を裏付けるためにも、必ず人数が記載された飲食店の領収証を入手する必要がある。

対 応 結 果

領収証の入手にあたっては、地区民児協会計担当者を対象に研修会を平成 17 年 6 月に開催し、次の事項に留意するよう指導しました。

- ・可能な限り領収証を入手することとし、支払証明書の発行は、バス・ＪＲなど領収証の入手が困難な場合に限る。
- ・領収証には、日付、単価・数量を必ず記載してもらうこと。
- ・立替払いをした場合は、支払先が発行する領収証を実績報告書に添付すること。
- ・謝礼金については領収証を入手すること。支出基準に単価が規定されていない場合は、市と協議すること。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨

オ 活動記録の整備について

地区民児協の（研修参加も含めた）活動記録については、記録が残されていない地区や、記録があってもすべての活動が記録されていないなど十分とはいえない地区など、各地区により整備状況がまちまちとなっている。実績報告書の記載内容と照合して、異常な支出がないか否かをチェックできるよう、地区ごとに活動記録（最低でも実施日、参加者、活動内容、費用）を整備し、広島市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）に報告するような体制を構築することが望まれる。

対 応 結 果

平成 17 年度から地区民児協に対し活動実績報告書の作成・提出を義務付けました。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
カ 財産目録の整備について 備品や高価な図書等の購入につき、購入代金を補助金で充当している場合がありますが、こうしたものについて財産台帳が作成されていない。私用に流用されるなど本来の目的に供せられていない、あるいは消失していないことを確かめるため、財産台帳を作成し、定期的の実査を行うよう措置することが適当と考える。

対 応 結 果
平成 17 年度から、地区民児協に対し、備品台帳（財産台帳）の作成・年 1 回以上の実査を義務づけ、適正な管理に努めるよう指導しました。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
キ 日当の支給について 民生委員児童委員（以下「民生委員」という。）が定例会等の行事に出席した場合、開催場所にかかわらず、日当が1日当たり500円を限度に支給されている。したがって、民生委員が居住する区内で行われた定例会出席であっても日当が支給されているが、民生委員各人に対しては活動費が補助金とは別に支給されていることも勘案すると、少なくとも近距離での行事出席については、日当支給の必要性は乏しいと考えられる。日当の支給については、具体的な支給基準を設けた上で、遠方での行事出席などに限定することが適当と考える。

対 応 結 果
地区民児協においては、日当は、地区民児協の区域外で活動する場合を除き、原則支給しないことに改め、地区民児協会計担当者を対象に研修会を平成 17 年 6 月に開催し、説明・指導しました。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
ク 遊具制作費の謝礼金について 遊具の製作に際して、製作者に謝礼金 1 万円が支払われている事例があったが、謝礼金の支出については、製作者の領収証ではなく、地区民児協会長による支払証明書のみが市民児協に提出されていたため、謝礼金の支出の適切性について判断ができなかった。また金額決定の根拠についても支払証明書に記載されていなかった。謝礼金であれば領収証の入手も困難とは言えず、また、規定に基づかない謝礼金額の決定も地区民児協の定例会で合議の上決定し、議事録に残しておくことが適当と考える。

対 応 結 果
領収証の入手にあたっては、地区民児協会計担当者を対象に研修会を平成 17 年 6 月に開催し、次の事項に留意するよう指導しました。 ・可能な限り領収証を入手することとし、支払証明書の発行は、バス・ＪＲなど領収証の入手が困難な場合に限る。 ・領収証には、日付、単価・数量を必ず記載してもらうこと。 ・立替払いをした場合は、支払先が発行する領収証を実績報告書に添付すること。 ・謝礼金については領収証を入手すること。支出基準に単価が規定されていない場合は、市と協議すること。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 補助金に係る事務の執行状況

項 目 (1)広島市民生委員児童委員協議会補助

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨

ケ 民生委員が費用を立て替えた場合に提出する証憑類について

行事等に際し、民生委員がその費用を立て替える場合があるが、立て替えた費用について、支出先の領収証ではなく、立て替えた民生委員の領収証のみが市民児協に提出されていたため、内容が明確でなく、その適切性について判断できない支出が見られた。民生委員が立て替えた費用についても、支出の適切性を判断できるよう、支出先の領収証を提出することが望まれる。

対 応 結 果

行事等に際し民生委員が立て替えた費用については、地区民児協会計担当者を対象に研修会を平成 17 年 6 月に開催し、次の事項に留意するよう指導しました。

- ・可能な限り領収証を入手することとし、支払証明書の発行は、バス・ＪＲなど領収証の入手が困難な場合に限る。
- ・領収証には、日付、単価・数量を必ず記載してもらうこと。
- ・立替払いをした場合は、支払先が発行する領収証を実績報告書に添付すること。
- ・謝礼金については領収証を入手すること。支出基準に単価が規定されていない場合は、市と協議すること。

平成 16 年度包括外部監査の意見に対する対応結果報告書

監査の対象 高齢者福祉事業の財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理

項 目 (2)介護保険対象外事業 エ (社福) 広島市社会福祉協議会

主管課 社会局 社会企画課

意 見 の 要 旨
市社協の決算の監査については、非常勤の監事 3 名により行われている。 事業は区社協等も含めて、幅広く、かつ、細かな事業を行っていることから、監査も複雑なものになると推測される。 また、社会福祉法人は会計基準に従った会計処理を行う必要があることから、監査を実施するに当たっては、会計基準についての十分な知識が必要となる。したがって、決算の監査を行うためには、監査する側に高度な専門性が必要であると考えられる。 この点、市社協の経理規程では第50条で外部の会計専門家の監査（外部監査）を受けることができる旨が規定されており、この規定に基づき公認会計士等の外部の専門家による監査を実施することが望ましいと考える。 また、社協を含む社会福祉法人全般の設立認可について記載した厚生労働省の通知「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月 1 日 社援第2618号）によれば、その別紙 1 「社会福祉法人審査基準 第 3 5 (1)」において、財産状況等の監査に関しては、法人運営の透明性の確保の観点から、公認会計士等による外部監査の活用を積極的に行うことが適当であるとされており、特に資産100億円以上若しくは負債50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいとされている。

対 応 結 果
公認会計士を顧問として招聘し、会計全般について指導を受けるとともに、必要に応じて意見を求めることができるよう体制を整えました。